

# 甲斐国幕領の成立と陣屋の形成

— 甲府・谷村陣屋を中心として —

西 沢 淳 男

## Development of the Shogunal Demesne in Kai Province and Formation of the Encampment

— Focusing on the Yamura and Kofu Encampment —

Atsuo NISHIZAWA

### Summary

This paper aims to discuss the characteristics of the Shogunate demesne in Kai Province in terms of formation and development as well as formation and organization of the Kofu encampment, and the characteristics of the Yamura encampment in terms of style change and the local governor assuming the position.

The knowledge about formation of the Kofu encampment has been limited to the location and the size provided by the “Kaikokushi”. This paper specifically shows selection and forming process of encampment, salaries and divided duties of low-level officials. As for the Yamura encampment, the Shogunal demesne developed in its own way and the Yamura encampment was formed since the forced relocation of the feudal load, Akimoto. The Yamura encampment was not designated as lodging for feudal loads but was the satellite encampment for the local governors of the Kanto, Izu and Kai provinces. It was since the Kansei period (after 1789) that the encampment was governed by the Isawa governor. The encampment was known as a demain of judiciary and police and abolishment of the encampment and transfer of the functions to the Isawa demain was planned by the then Isawa governor, Toyomasa Mino. due to a lot of prosecution. The paper shows, however, that the reason was an excuse and a true purpose was to reduce unnecessary expense in the midst of the Shogunal financial crisis when the Shogunal demsne was entrusted to feudal loads or was subject to merger and abolition.

Keywords : local governor, the Shogunal demesne, Kofu encampment, Yamura encampment

# 甲斐国幕領の成立と陣屋の形成

—— 甲府・谷村陣屋を中心として ——

西 沢 淳 男

## 要 旨

本稿では先学の研究を踏まえ、改めて甲斐国幕領の成立・展開から特徴を考えるとともに、甲府陣屋の成立や組織、谷村陣屋の仕法替や就任代官の特質についてみた。

甲府陣屋の成立については、これまで『甲斐国志』によって場所と坪数しか知ることが出来なかったが、具体的な陣屋の選定・設置過程や下僚給与・職務分掌を明らかにした。一方、郡内は秋元氏の転封以後は独自の幕領形成をし、谷村陣屋が建立された。谷村は本陣屋となることがなかったため、関東・伊豆・甲斐国内の代官の出張陣屋となった。一般的に知られている石和代官支配となるのは寛政期以降である。また、石和代官蓑豊昌によって公事国とよばれた訴訟の多さを理由に、谷村陣屋の機能を石和に吸収させることにより廃止が目論まれた。しかし、これは口実であり、幕府財政危機の中で全国的に幕領の大名預地化や統廃合が実施された時期と重なり、新の目的は冗費削減のためであることを明らかにした。

キーワード：代官、幕領、甲府陣屋、谷村陣屋

## はじめに

これまで甲斐国幕領や代官については、村上直が武田氏蔵前衆の系譜を引く幕府代官について明らかにし<sup>1)</sup>、さらに甲府ならびに石和代官就任者の分析を試みている<sup>2)</sup>。また、和泉清司は幕領の全国形成における甲斐国幕領の成立について概観している<sup>3)</sup>。

一方で、県内の自治体史編纂はほぼ一段落して、県史編纂事業も平成二十年終了した。こうした編纂事業により新たな史料の発掘なども資料編として発刊され、着実に研究は進んできているといえる。

しかし、対象が近世初期に限定されていたり、在方の記録によった代官変遷の紹介であったために齟齬がみられる場合もあった。また、中期以降個々の陣屋の成立についても十分明らかにされているとはいえないのである。

そこで、本稿では先学の研究を踏まえ、改めて甲斐国幕領の成立・展開から特徴を考えるとともに、新史料から甲府陣屋の成立や組織・さらに、これまで出張陣屋であるがゆえに正面から研究がされてこなかった谷村陣屋について、その組織や特質についていくことにしたい。

## 一、甲斐国幕領の成立と一国幕領化

### (一) 幕領の成立と形成

先ず徳川氏による甲斐国の再領以降について概観する<sup>4)</sup>。慶長五(一六〇〇)年関ヶ原の戦い後、論功行賞により徳川方についた浅野幸長は十三万石加増の上、紀伊国和歌山へ転封となった。これにより甲斐国は徳川家康の直轄領となった。翌年郡内谷村には鳥居成次が封ぜられるが、国中三郡は家康の五万石加増の上、甲斐情に精通していた平岩親吉が六万三〇〇〇石に加増の上、甲府城代として入った。在地支配は、代官頭大久保長安と徳川四奉行と称された桜井信忠・石原昌明・小田切茂富・跡部昌忠が担当した。彼ら何れも武田氏旧臣であった。長安は早速国中三郡で検地を実施、村数七二二カ村、山梨・八代・巨摩三郡で高二万九七七石余、これに文禄検地により打ち出された郡内領一万八四一八石余を合わせて二二万八八五石余を確定した。これに基づき「甲斐国四郡鄉村慶長六年御高水帳」が作成された<sup>5)</sup>。

慶長八年正月には家康九男五郎太(後の尾張徳川義直)が封ぜられるが、幼少で駿府城にあつて入部もなく、政務は傳役平岩親吉、在地は引き続き長安と四奉行によりおこなわれた。慶長十二年閏四月五郎太が亡兄忠吉の旧領尾張清洲へ転封となることにより、幕領となった。これが甲斐国幕領のはじまりである。甲府城には城番(第一次城番制)

が置かれることとなった。城番は峡北地域の武士集団であった武川衆・津金衆十二人で構成された武川十二騎が交代で守衛した。前の四奉行のうち、跡部昌忠・石原昌明は病没して二奉行となり、城代には諏訪頼水（信濃国諏訪城主）が就任するが、幕領は事実上代官頭大久保長安と配下の代官（元武田氏蔵前衆）等によって支配された。<sup>6)</sup>

大久保長安は武田氏蔵前衆として仕えていたが、主家滅亡後徳川家康に仕え、大久保忠隣の庇護をえた。長安と武田氏との関係は、父大蔵大夫が武田信玄の猿衆衆として仕えた時にはじまる。家康の五力国領有時代より地方巧者として頭角を現し、天正十八（一五九〇）年の関東入国後は伊奈忠次らとともに代官頭として関東の領国経営に手腕を発揮した。長安は武蔵国八王子を拠点としながらも、徳川家の所領拡大とともに配下の代官・手代・下代らを駆使して佐渡・越後・信濃・大和・石見国をはじめとする全国に活動の足跡を残し、特に武田金山衆を用いた鉾山開発では多大な実績を上げた。慶長八年には従五位下・石見守に叙任され、慶長十年以降の駿府大御所政権では年寄衆もしくはそれに準ずる地位にまでなっていた。しかし、慶長十七年には中風により病床に臥し、翌年四月に死去した。遺言により甲斐で盛大な葬儀を執りおこなおうとしたところ、突如家康から中止を命じられ、生前の金銀隠匿や幕府転覆の陰謀発覚を理由に遺子七人が死罪となり、一族・縁故者等多数が連座し処断され、金銀財産・所領も没収された。いわゆる大久保長安事件である。何れにせよ、慶長期の甲斐国経営に寄与した中心人物に間違いはない。長安の死後は、日向正之と島

田直時がこれに代わった。なお、正之も武田氏旧臣である。<sup>7)</sup>

元和元（一六一五）年大坂の豊臣家が滅亡し、翌年再び將軍家の近親者、すなわち三代將軍となる家光の弟国千代（忠長）が三万八〇〇石で甲府城に封ぜられることとなった。谷村城主鳥居成次は付家老となった。寛永元（一六二四）年駿河・遠江国を加えられ、甲斐国とあわせ五〇万石を領することになり、駿府に居城が移された。甲斐の領国支配は、元和五年島田直時が大坂町奉行へ転出した以外はこのままで通りで、実務は引き続き蔵前衆の系譜を引く代官によっておこなわれた。ところが、寛永八年五月になり三代將軍となっていた兄家光により甲府に蟄居が命じられた。翌年正月大御所前將軍秀忠が死去し、十月には改易され上野国高崎へ配流となり、十二月六日に自害して果てた。谷村城主鳥居成行も改易となり、再び甲斐国の大半は幕領となった。甲府城には武川十二騎に代わり大久保忠成と水野忠善、谷村城には本堂茂親と設楽貞代が城番として入った。翌年谷村には上野国総社から秋元泰朝が入封し、国中には甲府城番（第二次城番制）として伊丹康勝が任ぜられ、三〇〇〇石加増され三日市場村（塩山市）十組屋敷〈徳見〉に一万二〇〇〇石で立藩した。康勝の父もまた武田氏海賊衆を勤めていた。しかし、寛永十三年勘定頭（後の勘定奉行）・佐渡奉行を兼務する多忙の中で、病気を理由として城番を辞した。これ以降は年番制が採用され、三〇〇〇石以上の無役である寄合旗本二名を任じ、毎年五月四日を期日として交代させた。城番一人宛与力六騎、同心二十人が付属した。城番は代わっても地方支配については、代官

(二次史料では代官触頭とする) 平岡和由、岩波道能を中心におこなわれた。両人は、女関所手形や寺社宛の禁制発給等一般の代官よりもかなりの権限を与えられていた。<sup>9)</sup>すでに平岡・岩波両家とも大久保長安配下の有力な代官として名前が見え、徳川義直領・忠長領と領主が移り変わっても一貫して在地支配に携わっており、初期甲州を代表する在地性の強い代官である。また、峡南河内領には武田氏旧臣の系譜を引く秋山正甫・伯重が代官として同様の位置にいた。

平岡家は岡右衛門道成が武田氏蔵前衆を勤め、その弟帯刀良知、子の次郎右衛門和由、勘三郎良辰と代官職を世襲し、その子孫は甲州を離れた後も幕末まで代々江戸幕府の代官を勤めた。

慶安四(一六五二)年四月になり三代将軍家光の二男綱重、三男綱吉に「厨料」として各々十五万石が宛られた。このうち国中幕領から綱重は笛吹川以西で十四万四〇一二石、綱吉は西河内領三〇〇〇石を中心を与えられ、幕領は激減した。当初は独立家門大名ではなく將軍家扶養として所領管理は幕府代官に委ねられていた。寛文元年(一六六一)閏八月になり綱重・綱吉に各々十萬石が加増されて、綱重は甲府城、綱吉は上野国館林城に封ぜられることになった。これにより城番制も終わりを告げ、これまで甲府の拝領屋敷で幕領支配をおこなっていた平岡良辰は、拠点を石和村の旧地頭屋敷へ移しこを陣屋に定め、笛吹川以東の残余幕領支配をおこなった。これが、石和陣屋の創設である。<sup>9)</sup>

一方、郡内については国中の大部分は甲府に封ぜられていた中納言

綱豊領であったが、宝永元(一七〇四)年十二月五日五代将軍綱吉の継嗣として江戸城西丸入(九日家宣と改名)することにより廢藩ととなった。そこへ綱吉の側用人として権勢を誇り、大老格となっていた川越城主柳沢吉保が三万九〇〇〇石加増の上封せられることとなった。これは歴代親藩が封ぜられている要地であるところからも異例のことであったが、柳沢氏もまた武田氏旧臣の系譜を引く。翌年三月には駿河国分の領地も甲斐に移されることにより国中三郡が一円支配されることとなった。吉保宛の領地目録<sup>10)</sup>によれば、山梨郡一円一四六ヶ村六万八〇一四石余、八代郡一円一七九ヶ村五万九五三三石余、巨摩郡一円三三六ヶ村一〇万二二九石で、表高一万二八八石余の他に内高七万七四七七石余であった。つまり実収入は二万八七六五石であったのである。

これと平行して、十二月二十五日谷村城主秋元喬元が吉保のあとの川越城へ転封となり、郡内領二万六〇〇石余は幕領とされた。当初の郡内領は大名預地という幕領を大名に委託支配させる方式により甲府藩柳沢氏に預けられた。形の上では、吉保の甲斐一国支配、すなわち国主大名化が実現することとなったのである。

## (二) 一国幕領化

六代将軍家宣・七代将軍家継が短命に終わり、紀州徳川家から宗家に入った八代将軍吉宗の治世となり甲斐の領主も柳沢吉保から吉里へと代った。そして享保九年(一七二四)三月十一日に大和国郡山

甲斐国幕領の成立と陣屋の形成

第1表 甲斐国代官支配高

年／本陣屋	甲府陣屋	上飯田陣屋	石和陣屋	川田陣屋	計
享保17年 (1732)	奥野忠兵衛俊勝 101010石余	坂本新左衛門正留 90460石余	小宮山左之進昌世 90850石余		282320石余
宝暦7年 (1757)	鶴飼左十郎実道 63500石余	町野惣右衛門寛満 53500石余	今井平三郎載肥 53900石余	岩佐郷藏茂矩 52200石余	223100石余
年／本陣屋	甲府陣屋		石和陣屋	市川陣屋	計
寛政5～6年 (1793～94)	小笠原仁右衛門則普 74000石余 13000石余(当分預)		川崎平右衛門定安 74000石余 4000石余(当分預)	榑原小兵衛長義 53000石余 4000石余(当分預)	222000石余
寛政9年 (1797)	小笠原仁右衛門則普 98162石余		川崎平右衛門定安 102591石余	堀谷文右衛門紀雄 74171石余	274924石余
文化3～5年 (1806～08)	野田松三郎政晟 84829石余 13333石余(当分預) 18762石余(三卿領 上知預)		養笠之助豊昌 64228石余 14125石余(当分預)	中村八大夫知剛 74876石余 4822石余(当分預)	274975石余
天保9年 (1840)	松坂三郎左衛門則方 84540石余		篠本彦次郎為直 57829石余	小林藤之助 79682石余	222051石余
天保12年 (1843)	松坂三郎左衛門則方 84554石余		篠本彦次郎為直 79110石余	小林藤之助 79682石余	243346石余
文久元年 (1861)	福田所左衛門知 74000石余 23000石余(当分預) 2000石余(別廉預)		内海多次郎利貞 54000石余 24000石余(当分預)	木村董平定政 63000石余 13000石余(当分預)	253000石余
元治元年 (1864)			増田安兵衛景瑞 80100石余	安藤伝蔵 178400石余	258500石余
慶応元年 (1865)	小田切愛之助直道 100000石余		増田安兵衛景瑞 54000石余 24000石余(当分預) 400石余(別廉預)	安藤伝蔵 63000石余 13000石余(当分預)	254400石余

註：史料の性格により、支配高しか示されていないものは、本高以外に当分預高も含んでいるものと  
思われる。

典拠：文化3～5年は、『甲斐国志』第4巻(雄山閣、1972年)、他は大野瑞男『江戸幕府財政史料集成』  
上・下巻(吉川弘文館、2008年)より作成。

一五万二〇〇石へ転封の命が下り、二十年余り続いた藩政は終わりを告げて、国中は再び幕領となった。これにより郡内領と合わせて甲斐一國幕領が成立したのである。近世中期以降全国で一國一円幕領であるのは飛騨国と佐渡・隠岐国二島のみであり、関東に隣接した甲斐国は、甲州街道や青梅街道(甲州裏街道)によって、かつて代官頭大久保長安や配下代官の拠点があり、武田氏旧臣の小人衆によって編成された千人同心の集住していた八王子と結ばれ、幕府にとって極めて重要な位置を占めていたのである。

甲府城には城番として郭内追手・山手に役宅を構える勤番支配(役高三〇〇〇石・役知一〇〇〇石)が各々置かれ、配下に組頭(役料三〇〇俵)各々二名、勤番士(含組頭)各々百名と他に各々与力一〇騎名・同心五〇名が付属した。勤番支配は甲府城の守衛と甲府町方の支配をおこなった。

勤番支配の地位は遠国奉行等の地方官の中では、駿府城代、伏見奉行に次いで高く、従五位下に叙任した。幕府役職でも三奉行のうち町奉行・勘定奉行や下三奉行と称された作事奉行・普請奉行・小普請奉行などに準じた位置であった。勤番支配就任者には武田氏家臣の系譜を引く上級旗本、勤番士についても徳川忠長や甲府徳川家の旧臣であった者も多く、初期幕領において武田氏旧臣であった代官たちによって支配されていたように、武田氏支配の伝統を意識した人事ともいえる<sup>1)</sup>。

在方については、当初「三分代官」と称された甲府・上飯田・石和

及び郡内谷村に陣屋を置いた幕府代官により支配された。一時期川田にも置かれた。甲府は長禅寺と地続きになっていたところから長禅寺前役所とも称され、代官は甲府御蔵掛として甲府城の御蔵米の出入管理を兼務することにより役料二〇〇俵を支給された。また、明和元年（一七六四）七月河内領で三万石が駿府紺屋町代官支配に組み入れられたことにより、翌年市川大門村に出張陣屋が設けられた。その後、寛政五年（一七九三）十二月駿河国島田陣屋が出張陣屋へ格下げとなり、駿府代官支配下に置かれた。これにより島田管下支配高が増加した分河内領三万石が引かれ、市川は駿府から独立した本陣屋として専任の代官が就任することになった。天明七年（一七八九）上飯田陣屋が廃止されると、甲府・石和に市川を加え「三分代官」と称し、郡内の谷村とともに陣屋は幕末維新まで存続した。

第1表は、一國幕領化以降各代官の支配高をまとめたものである。享保期の二十八万二〇〇〇石余を最高に惣高は少なくなっているが、これは、時期により変動があるものの、田安家領を中心に一橋家・清水家のいわゆる三卿領の設定・解消等による増減や、後述する国中代官の郡内領（二万石余）所管の有無によるものである。個々の支配高は代官の格によりまちまちであるが、原則として本高では各時代とも幕府直轄都市であり、甲府御蔵掛を兼帯した甲府代官の支配高が常に最高を示している。

## 二、甲府陣屋の成立と組織

### (一) 甲府陣屋の成立

甲州の代官陣屋は、出張であった谷村を除き代官が在陣する陣屋であるため規模は大きかった。陣屋については、享保十年に陣屋持ちの十万石支配の代官の場合、御用場や下僚の官舎等で坪数百九十坪、坪当たり金三分で百四十二両が拝借できるとの規定が定められるが、特に決まった陣屋の形態はなかったようである。<sup>12)</sup>

甲府代官の場合、六月十九日、瑞泉寺に入っていた柳沢家中からの引取代官河原正真（伊豆国三島・谷村支配）より初代甲府代官となる奥野俊勝手代へ引き渡しがおこなわれ、当面は帰命院を仮役所として業務が開始されることになったのである。しかし、正式な陣屋ではなく、「在番之面々御切米・御扶持方御用」もあるので郭外町裏屋敷内三千坪余の場所で陣屋建設の申請を出した。十二月、残っていた建屋・長屋とも引き渡され、翌春の代官引越までに陣屋を整えることになった。ここが長禅寺と地続きとなっているところから長禅前陣屋と称されたのである。（以下便宜上甲府陣屋とする）陣屋の概要は、役屋（本陣）が一八〇坪、土蔵一ヶ所十二坪半、手代・下役・裏門番小屋が七棟三六五坪余、腰掛一ヶ所十二坪余、長屋七十九坪、井戸七ヶ所、下水五十間である。基本的には、すであつた古屋を利用して普請をしているが、畳だけで上中下で七七〇畳、人足のべ三三〇〇人を

第2表 1736(元文1)年改正 十万石高諸入用

人	元締手代	30両5人扶持×2人
	並手代	20両5人扶持×18人
	書役	5両1人扶持×2人
件	侍	3両2分1人扶持×3人
	勝手賄人	5両1人扶持×1人
	足輕	3両1人扶持×1人
費	中間	2両1人扶持×13人
	小計	474両2分120扶持(40人)
役	手代在方へ遺候入用	20両
所	米捲廻米津出に付改手	15両
諸	代入用	
	検見に付道中並在方廻	55両
入	留入用	
	飛脚入用	20両2分
用	筆墨紙蠟燭等入用	35両
	江戸・陣屋油薪炭入用	40両
	御役働に付諸入用	140両
	小計	325両2分
計	金800両	米120人扶持

典拠：『日本財政経済史料』1巻、912頁(芸林社)より作成。

第3表 甲府代官下僚職務分掌(発足時)

職階	数	役割	給金
江	2	勘定所所々、金納請取方	/
	1	浅草御蔵出役	
戸	1	役所詰番	/
	1	役所御用書物詰番	
甲	1	陣屋詰番	/
	1	検見之節代官供	
府	6	甲州検見廻り	/
	1	陣屋詰番	
僚	1	検見之節代官供	/
	1	甲府町方御用向、火の用心廻	
雇	2	川除方・所々堰場御用	40俵
	5		3両2人扶持
町	2		40俵
	4		6両2人扶持

典拠：註6『山梨県史』史料704より作成。

要している。普請各所毎に坪単価で入札をして、総額四六〇両余であったが、本陣の入用一九九両余は公費として、残り二六一両余は支配所村々の高掛として支配所村々へ割り当てられ、本年と翌年の二カ年で取り立てた。なお申請の際、先の拝借規定で所帯持ち一人前十坪が標準とされているが、一人前十八坪と広すぎるため減坪を命じられている。

在方陣屋の普請・修復費用は、後年は基本的には郡中割によって賄われていたが、江戸の代官私邸内に置かれた役所等を家作するため、甲州の場合、高に関わらず一〇〇両を拝借し二年賦で返済することに なっていた。享保十年以降は、十万石高の場合、七〇両を拝借し、五カ年賦で返済した。

陣屋には陣屋付の道具類があり、これは郡中賄いであった。市川陣

屋付の明細が残されているが、<sup>14)</sup> 主な物を示せば、黒塗本膳・二ノ膳 十八人前をはじめとする椀類・杓子、代官用であろうか弁当提一人前 書物筆筒、葛籠、金箱、火鉢、煙草盆、行灯、各種枡等々があった。他に、陣屋稲荷の祭礼道具である幟竿・幟・太鼓等も含まれていた。

### (二) 陣屋経営と組織

陣屋経営に関する経費は、幕初より各代官が本年貢一石に付三升の口米、本永一貫文に三〇文の口永という付加税として徴収したもので運用されていた。しかし、この支給方法では地域や作況によっても区々となり、いきおい不足分が本年貢から流用されたり、代官の負金となった。この負金等によって五代將軍綱吉からこの享保年間までに大量の代官が改易や死罪・遠島となり処分された。八代將軍吉宗は、この制度上の不備も認めた上で、石和代官となる小宮山昌世へ下問した。その返答書である『地方問答書』には、<sup>15)</sup> 同じ支配高で試算をすると、五畿内とは異なり関東筋の代官は、一切不正をしなくとも初年度から負金が生じる仕組みになっており、解決策として、代官一人宛の支配地を増やすか、役料を支給するようにすべきであるとある。これをうけて幕府は享保十年十月、すべての口米・口永は幕府にそのまま納入させ、改めて各代官の赴任地域や支配高に応じて必要経費を予算化し配分する方法に改めた。

甲斐国五万石高支配代官の場合、六〇〇両七十人扶持(元文元年(一七三六))の改正によって五〇両減額である。これは一万石支配



所が増える毎に五〇両十人扶持増額されるので、甲府代官奥野俊勝の場合、十万石支配で年八〇〇両二二〇人扶持を受け取ることになる。金は御金蔵、扶持米は甲府御蔵において勘定奉行・勘定吟味役裏判手形を以て春(2/24)秋(7/10)冬(11/24)の三度に分けて支給された。予算執行については、次の第2表にあるように標準を示されていた。

これは元文元年改正後のもので、陣容は役人の中心となる手代二〇名を含め総勢四〇名である。例えば、忍藩十萬石阿部正喬の享保八年の「軍役之定」<sup>⑬</sup>によれば、総人数雑兵共四〇七三人とあり、大名機構と比べいかに幕領陣屋機構が脆弱であるかがわかる。享保十年の経費支給方法大改正直前のものであるが、第3表に示した甲府代官下僚組織をみると、江戸詰五名、甲府詰一〇名で、雇いという臨時採用分を含めると標準に近く、まったく根拠のない改正ではなかったようである。職掌を見ると、代官の仕事が徴税を主務としているように、課税のための検見に関わる人数が多いことがわかる。また、甲府勤番支配の町方支配が確立する前のため、町方担当が置かれ、火の用心が厳命されていた。雇手代の給金については四〇俵と示されている。改正前の手代給については不明な点も多く、蔵米であったのか給金であったのかも含め、俸給を考える目安とすることができる。また、元文元年の改正による予算は幕末まで変更がなかったために示されていないが、寛政期(一七八九〜一八〇一)初年頃から手付という下僚が新たにみられるようになる。別稿で明らかにしたが、これは、幕臣でもな

く農民・町人からでも代官が勘定所へ申請すれば採用される手代の不法行為(次章で詳述)が目立ってきたため、替わって幕臣御家人の中から選抜して手付という代官下僚を新たに設け、最終的には手代を全廃するという組織改革をおこなったためである。しかし、幕末まで手代は廃止されず、各代官宛数名の手付が併存していくにすぎなかった。

一方役所入用についてみる。「在方へ遣候入用」とは、手代が年貢金取り立てなどの御用のための道中往來駄賃や旅籠代、逗留代といった出張費である。「米拵廻米津出に付改入用」は、年貢米取り立てに関わる出張費である。「検見に付道中並在方逗留入用」は、年貢査定のための道中往來費の他、支配所に五十日逗留している間の飯代等の費用である。「飛脚入用」は、江戸役所から陣屋への連絡費用である。「御役勤に付諸入用」は、二十五両は家来二十人の塩味噌代、二十五両は御用で詰めていた際の飯料、四十両は諸道具や総修復料等々の雑費として示されている。実際の運用は各代官区々であり、具体的収支は「勘定目録」をみることで知ることが出来る。甲斐国陣屋関係分は数点残されているが、天保十四(一八四三)年代官佐々木高陳石和役所分の「勘定目録」<sup>⑭</sup>をみてみると、諸出役という各種出張経費が七十五両二分余、紙代八両三分、蠟燭代二両三分、炭代六両一分、役所一統歳暮四両三分、役所一統手当・筆墨代等九十六両三分、手許賄入用という代官生活費が百二十両が主な支出で、総計四百八十五両余が決算されている。この他に、代官私邸内にある江戸役所や出張である谷村陣屋分(凡そ百両)が加わる。佐々木は五万石

高支配なので、五五〇両七十人扶持では到底まかなえない。しかも、支出の標準項目にない代官の私的入用費や歳暮費用まで計上されているのである。この点は、佐々木個人の特異なことではなく、他の代官でもみられるのである。<sup>19)</sup>

### 三、谷村陣屋と仕法替

#### (一) 谷村陣屋の成立

前にみたように宝永元年（一七〇四）十二月五日、甲斐国国中の大部分は甲府に封ぜられていた中納言綱豊領であったが、五代將軍綱吉の継嗣として江戸城西丸入ることにより廢藩ととなった。そこへ綱吉の側用人として権勢を誇り、大老格となっていた川越城主柳沢吉保が封ぜられることとなった。

また、これと平行して、十二月二五日谷村城主秋元喬朝が吉保のあとの武蔵国川越城へ転封となり、郡内領二万六〇〇石余は幕領になった。翌年二月には転封も完了し、谷村城は廢城破却となった。都留郡内支配の拠点として引き続き谷村には陣屋が設けられることとなり、城下の秋元氏家老高山甚五兵衛旧宅が充てられた。

秋元氏転封後、関東代官町野惣右衛門と清野与右衛門貞平が郷村受取代官として郡内入りし、三月十七ヶ条からなる法度を発布している。<sup>20)</sup> 両人は専任の代官ではないため、「先城主被申付置候諸法度堅可相守事」と積極的な施策を打ち出すまでに至らず、結局郡内は代官直

支配をみないまま、宝永三年（一七〇六）七月四日郡内領二万六〇〇石余を甲府城主柳沢氏へ預ける旨の命が下った。当初の郡内領は大名預地として甲府藩柳沢氏に預けられた。これにより正徳三年（一七二三）幕府代官支配に移管されるまで年貢徴収等の事務は柳沢氏の家臣の手によって行われ、年貢は幕府へ納付されることとなったのである。谷村陣屋の場合、年貢収納米蔵は若干離れた場所に置かれた。<sup>21)</sup>

前章でみたように甲府・石和・市川陣屋は代官が在陣するため、属僚とその家族が生活する長屋の数も多く、規模が大きい。石和の陣屋敷地は七反八畝九歩余であるが、<sup>21)</sup> 谷村の陣屋敷地は出張であるために三反七畝二十二歩余と本陣屋と比べると小規模であった。陣屋内は、本陣吉軒、属僚の長屋が四軒であり、陣屋外に囲切蔵四戸と同所番所と牢屋があった。<sup>23)</sup>

#### (二) 陣屋仕法替

陣屋は前節でみたように国中では甲府・市川・石和の三陣屋が代官在陣の本陣屋として安定し、谷村も出張ではあったものの郡内支配の拠点として機能していた。ところが、文化三年（一八〇六）六月谷村陣屋付百ヶヶ村の村方三役が石和陣屋の代官蓑豊昌の呼び出しを受け「五ヶ年之御試として御年貢御困切蔵御用之外公事出入者勿論、都諸願諸届共谷村御陣屋御取上無之候間、石和陣屋可訴出旨被仰付」られた。<sup>24)</sup> この突然の仕法替は「公事出入・吟味物多も有之、其

外御趣意<sup>26)</sup>があるからとする。確かに甲斐国は公事国として知られているが、それはなにも郡内領に限った問題ではない。そこで、もう一点の「御趣意」について考えてみたい。

幕府は財政再建策のなかで、全国の陣屋の統廃合を進めてきた。一時減少していた陣屋が、文化初年に近世中後期では最高水準までに増加した。一方で幕府の支出決算は赤字に転落し財政的危機を迎え、文化二年勘定所から代官の減員による諸人用の抑制と減員分の大名預地化が企図された。これ以降、本陣屋は文化末年まで下降線をたどったのである。<sup>26)</sup>

こうした統廃合の過程では少なからず反対運動はおこる。筆者は別稿において信濃国の陣屋誘致運動をみたが、その戦略は、段階的に「地理的要因」「由緒」、さらに「経済的要因」が加わり、最終的には治安悪化等の「社会的要因」を訴願理由としたが、新規の陣屋設置が不可能と学習すると、諸人用減を論拠に、より至便な陣屋への「付け替え」へと戦術転換すること明らかにした。

谷村の場合も新規仕法反対の願書<sup>28)</sup>よりみると、「御用飛脚稼或は洗濯物等之賃銭を得露命を繋来」といった陣屋の存在によって生計を立てている者の難儀、「御陣屋格別遠隔」による治安の悪化や石和陣屋付になることにより「往返入用を始、都て諸雑用費多分相懸り、是迄と違ひ俄夫銭相増」といった地理的条件等による諸人用増加等が申し立てられている。

では、こうした反対運動が予想される中でなぜ代官蓑豊昌は強行し

たのだろうか。谷村において年貢・囲蔵以外の御用を取り扱わないということは、谷村出張陣屋を御用場へ格下げするということである。

本来御用場は、陣屋本陣内の役所（御用達場＝御用場）を指す言葉で、一人ないし数人が詰める役所のみを臨時的な施設で、短期間で廃止されるが多かった。即ち、格下げによる人員及び経費削減を目論んだのではなからうか。蓑豊昌の前任地は信濃国中之条陣屋で、在任中佐久郡旧長尾金山の開発を申請して許可されており、石和へ転任後も鉦山を含む一八ヶ村二八五三石が引き続き支配所に組み入れられ、文化五年在任中死去するまで居倉村に御用場が置かれ、手代二名が常駐していた。<sup>29)</sup>原則として陣屋における行政執行費は郡中入用で賄われるが、本陣屋以外の役所を多く抱えればその分の斥費は増大し陣屋経営を圧迫することとなる。<sup>30)</sup>つまり、訴訟の多さは一つの口実であり、「御趣意」とは幕府の支出抑制のための陣屋統廃合が推進される中で、経費削減のための陣屋廃止に向けた布石であったとみることができるのである。

### (三) 谷村陣屋の組織と下僚

代官の指揮のもと実務を行うのは下僚である。下僚は、現地の陣屋詰、出張陣屋詰、江戸役所詰等に分かれていた。谷村陣屋において手付は少なくとも文政期（一八一八～二九）よりみられる。<sup>31)</sup>陣屋詰の手付・手代の数は時代により異なるが、<sup>32)</sup>前述のように陣屋内の長屋数が四軒であるところから標準は四名であったと思われる。手付・手代以

下の下僚は、陣屋によって区々であるが、嘉永元（一八四八）年次には、苗字を持たない足軽・上小遣・下小遣各一名が確認できる。<sup>33</sup>この他谷村陣屋付の地役人として、囲碁蔵番として苗字を持つ者二名、下番として苗字を持たない者一名がいた。この内一名は、正徳元（一七一）年幕領柳沢氏預地時代に採用されている。<sup>34</sup>また、詳細は不明であるが苗字を持つ時之鐘守もいたようである。<sup>35</sup>

谷村は、三分代官役所と異なり代官の在陣しない出張陣屋であったために下僚によつては、恣意的に非行行為に走る者もいた。前述のように、御家人手付導人直後は一定の成果はあったが、手代が廃止されなかったことは結局また腐敗を生んだ。その一例をみてみたい。

天保七（一八三六）年の甲州天保騒動がおこり、天保九年責任を問われ甲府代官井上頼紀と石和（出張・谷村）代官西村時憲が罷免された。各代官支配地は前年市川の代官となっていた小林藤之助と伊豆国葦山の江川英龍が当分預を仰せつかった。そこで、支配に先立ち英龍は手代清水三郎助に命じ、管内の内値を命じて、『内糺御用留』を出させた。<sup>36</sup>これによれば、前任石和代官西村時憲の都留郡谷村詰下僚の汚職・横暴の実態が風聞として記されている。そのいくつかを挙げてみると、つぎのようである。

一 昨年御救拜借相願候<sup>三</sup>付、元々<sup>江</sup>老兩賄賂致し候へは金五兩も出来申候、此賄賂<sup>二</sup>戻<sup>戻</sup>余程金子出来申候、郡内<sup>二</sup>凡<sup>凡</sup>金二千兩余<sup>三</sup>相成、一駄、山下左内と申人は石和詰<sup>二</sup>候へ共、去八月入替り<sup>二</sup>相成、少々

不首尾之様<sup>二</sup>候<sup>三</sup>共、当時式千両も貯有之候由<sup>二</sup>候へは、当人は結構<sup>二</sup>候得共、難渋致し候者沢山<sup>二</sup>困り候と申聞候

一 右旅籠や下女申聞候は山下左内様多く賄賂御取被成候故おしくじり被成候と申由<sup>二</sup>御座候、そのかわり大金持<sup>二</sup>御成被成、只今迄も当初<sup>江</sup>御越被成候御手代衆は金持<sup>二</sup>成て御帰り被成候、御引移之節は御荷物少しつゝ、御持被成候故<sup>二</sup>候得共、今度御引払<sup>二</sup>は多分之御荷物出来候由申聞候

一元々山下左内は金四千両も貯有之候趣、当時暮方夫婦並子供三人、下女五人、下男三人浪人手代食客式人有之、朝々酒宴相初り、元々<sup>江</sup>役所<sup>二</sup>出候跡<sup>二</sup>も<sup>三</sup>打寄樂しみ居、夜<sup>二</sup>入迄不引取、日々酒盛致居候、毎日金<sup>三</sup>兩宛相掛候と申聞候

一日々昼八ツ時頃<sup>二</sup>成候へは酒肴並にぎりめし<sup>二</sup>菜の物を添、元々<sup>江</sup>方<sup>二</sup>御役所<sup>二</sup>差出し出席之者一同<sup>江</sup>日々振舞申候由申聞候

一 書役衆など夜は遊に出金子沢山<sup>二</sup>候間、手あらく遣ひ捨申候と申聞候

一元々<sup>江</sup>衆<sup>二</sup>当所<sup>江</sup>参り候節は荷物本馬八駄と長持<sup>二</sup>老卒程<sup>三</sup>候処、今度引払<sup>二</sup>は荷物本馬三十駄、長持十二棹有之候由<sup>二</sup>申聞候、右、兩<sup>二</sup>人<sup>三</sup>承之

これは、清水の風聞聞き取りであるから、誇張もありすべてが事実であるかどうかかわからないが、よほどの腐敗<sup>二</sup>ぶり<sup>三</sup>があったことは確かであろう。少なくとも、元締山下左内が代官の在陣する石和勤務の時

には大きな蓄財はなさそうであるので、代官不在で実質役所のトップとなる元締は、権が外れその裁量によって非法も可能であったことを示している。また、今後天保騒動前後の状況にも関わらず多額の賄賂を用意できた村方の実態はどうであったのかについても再検討してみる必要がある。

#### 四、谷村代官就任者の傾向

谷村代官について就任者の経歴をまとめたものが第4表である。谷村陣屋についてこれまで諸書<sup>(37)</sup>では当初専任の代官が就任した本陣屋であつて、享保初年以降出張陣屋となつたと説明されているが、成立当初より幕末まで一貫して出張陣屋であり、専任の代官は置かれなかつた。四八代五五名の代官がみられるが、○付数字は当分預りであるので、年貢割付状の発給の有無に関わらず実質三二名が真の谷村出張陣屋の代官であつたといふことができる。

前述の町野惣右衛門・清野与右衛門貞平や郡内の一部に入った信濃国坂木代官平岡次郎右衛門信由・彦兵衛良久は何れも引き取り代官として、甲府徳川領・幕領・笛吹川以東の上知旗本領を新領主である柳沢吉保へ引き渡す役務を負つた代官であり、実質的には谷村代官は正徳三年に始まるといえるであろう。

谷村は出張陣屋であるために何れかの代官の兼務となるが、大きく分けて関東・伊豆・甲斐国内の代官によるものであつた。長谷川六兵

衛安定・堀内六兵衛安之は関東に主な支配所を持つ代官であつた。<sup>(38)</sup> 両代官支配の間に関東代官野田次郎右衛門恒利と会田伊右衛門資刑が立会で支配に入っているが、これは当分預、すなわち長谷川安定が閏二月五日に急遽、職を辞したために、後任の代官が決まるまでの間、臨時に中継ぎをしたものである。通常は一年未満の短期である場合が多く、年貢割付状にも名を残さないことも多い。定期の人事異動による交代によらない死亡・病気・罷免等々で代官が欠けた場合、このように近隣の代官に預ける処置がとられた。堀内安之も三月十三日急遽、職を辞したために、馬場・朝倉の両名が預かり支配をした。馬場については、在方の諸記録（二次史料）には馬場源之助と記されているが、当該代官はおらず、馬場源兵衛の誤りであると思われる。馬場は間もなく会田と入れ替わるが、これは六月十四日に負臈によつて改易、子も追放となつたためである。また、会田についても諸記録には会田仁右衛門とあるが、会田伊右衛門資刑の誤りであると思われる。これに続き原新六郎政久と馬場源五右衛門良峯が立会に入つた。この両名は代官ではなく勘定所の勘定であつた。享保改革のなかで、同三年（二七一八）九月定免法施行準備が諸国代官へ触れられた。同年と翌四年の両度にわたり各々十ヶ所・十六ヶ所の幕領へ勘定二名の立会もしくは勘定と支配勘定の立会で送り込まれた。<sup>(39)</sup> これは前の馬場源兵衛のように享保三・四年で七名もの代官が負金・年貢滞納等の理由で罷免され遠島・改易等の処分を受けており、その欠員箇所と立会預されている所を中心に実施された。支配所を「検見所」と称し、「作毛を

甲斐国幕領の成立と陣屋の形成

第4表 谷村陣屋支配代官経歴表

代	代官名 ----- 谷村在任期間	本陣屋	家禄	代官経歴
①	町野惣右衛門 宝永2～宝永3 清野与右衛門貞平 宝永2～宝永3	関東(江戸)	150俵	勘定→元禄16<関東>→正徳3<五畿内>→正徳4死去
2	長谷川六兵衛安定 正徳3～享保元	関東(江戸)	120石80俵	書替奉行→元禄15<関東>→正徳3<但馬生野>→享保3勇退
③	野田次郎右衛門恒利 享保元～享保元 会田伊右衛門資刑 享保元～享保元	関東(江戸)	100俵10人扶持	神田館代官→天和2<美濃本田>→元禄1<五畿内・多田銀山支配>→正徳3<関東>→享保1勇退
4	堀内六兵衛安之 享保元～享保4	関東(江戸)	240俵	勘定奉行支配→宝永3<関東カ>→享保3死去
⑤	馬場源之助(源兵衛) 享保4～享保4 朝倉半九郎 享保4～享保4	関東(江戸)	500石	大番→正徳5<関東>→享保6<大和奈良・今井>→享保12<駿府>→享保14<陸奥岡・埜>→享保17勇退
⑥	会田伊右衛門資刑 享保4～享保4 朝倉半九郎 享保4～享保4	関東(江戸)	100俵	桜田館代官→宝永1<美作木知ヶ原>→宝永4<美作大戸>→正徳4<伊勢四日市>→享保1<関東>→享保4勇退
⑦	原新六郎政久 享保4～享保5 馬場源五右衛門良峯 享保4～享保5	関東(江戸)	150俵	不明→元禄10<越前石田・信濃長沼・野沢>→正徳3<関東>→享保4罷免・改易
⑧	江川太郎左衛門英勝 享保5～享保6 河原清兵衛正真 享保5～享保6	伊豆韮山	200俵10人扶持	川舟奉行→正徳3<関東>→享保5罷免・改易
⑨	河原清兵衛正真 享保6～享保11	同上	150俵	大番→正徳5<関東>→享保6<大和奈良・今井>→享保12<駿府>→享保14<陸奥岡・埜>→享保17勇退
⑩	小宮山奎之進昌世 享保11～享保11	甲斐石和	200俵10人扶持	川舟奉行→正徳3<関東>→享保5罷免・改易
11	山田治右衛門邦政 享保11～享保14	伊豆三島	150俵	勘定→享保8 勘定組頭→享保14<大和奈良>→享保17<関東>→寛保3勇退
12	齊藤喜六郎直房 享保14～寛延1	伊豆三島	150俵	見習→宝永1<伊豆韮山>→享保8罷免
13	小川新右衛門盈長 寛延1～寛延2	甲斐上飯田	150俵	川舟奉行→元禄16<関東>→宝永6<越後黒川>→正徳2<越後榑>→正徳4<伊豆三島・関東>→享保11死去
14	山本平八郎親行 寛延2～宝暦8	伊豆三島	同上	同上
15	伊奈半左衛門忠宥 宝暦8～宝暦9	関東(江戸馬喰町)	400俵	小普請→享保6<関東(下総金ヶ作)>→享保9<甲斐石和(関東)>→享保19罷免
16	江川太郎左衛門英征 宝暦9～宝暦13	伊豆韮山	150俵	金奉行→享保11<伊豆三島>→享保14<駿府>→享保19<甲府>→元文4病免
17	会田伊右衛門資敏 宝暦13～明和1	駿府紺屋町	150俵	勘定→享保9<関東>→享保14<伊豆三島>→寛延1罷免
18	藤本基助久英 明和1～明和1	甲府長禪寺前	500石	甲府勤番→元文4<甲斐上飯田>→寛延2<大坂>→宝暦6<駿府>→宝暦7罷免
19	大岡重三郎 明和1～明和4	甲斐石和	70俵3人扶持	大番→元文5<信濃塩尻>→寛保2<関東>→延享1<出羽寒河江>→寛延2<伊豆三島>→宝暦8<陸奥田島>→宝暦13<陸奥川俣>→明和4老免
20	岩松直右衛門純睦 明和4～明和7	甲斐石和	70俵5人扶持	見習→宝暦4<関東>→明和6勇退
21	真野惣十郎勝照 明和7～安永3	甲斐石和	70俵5人扶持	大坂金奉行→宝暦7<関東>→宝暦13<陸奥桑折>→明和4<甲斐石和>→明和7<駿河島田・三河赤坂・二川>→天明2勇退
22	久保平三郎勝峯 安永3～天明3	甲斐石和	現米50石3人扶持	勘定→明和1<甲斐石和>→明和4<関東>→明和5死去
			300石	西丸小十人→宝暦6<越後川浦>→宝暦11<関東>→明和1<越前本保>→明和3<甲斐上飯田>→安永3<甲斐石和>→天明4<信濃中野>→天明8死去

西 沢 淳 男

23	中井清大夫九敬 天明3～天明7	甲府長禪寺前	不明	勘定→安永3<甲斐上飯田>→安永6<甲府>→天明7<陸奥小名浜>→天明8<關東>→寛政3罷免
24	平岡彦兵衛良寛 天明7～天明8	甲府長禪寺前	200俵	見習→元文1<美作久世・鹿田>→延享1<石見大森・備後上下>→延享3<出羽漆山・東根>→宝暦10<關東>→宝暦11<美作倉敷>→明和1<但馬生野>→安永7<信濃中之条・飯島>→天明7<甲府>→天明8<駿府・甲斐市川>→寛政1老免
25	守屋弥惣右衛門原福 天明8～寛政2	甲府長禪寺前	50俵3人扶持	評定所留役→安永7<備中倉敷>→天明4<美作久世>→天明7<信濃中之条>→天明8<甲府>→寛政4<關東>→寛政5西丸切手門番頭
26	江川太郎左衛門英征 寛政2～寛政4	伊豆韮山	150俵	前掲(16代)
27	小笠原仁右衛門則普 寛政4～寛政4 野田文蔵元清 寛政4～寛政4	駿府紺屋町 關東(江戸廻代官)	70俵5人扶持 70俵5人扶持	勘定→天明7<陸奥塙>→天明8<出羽寒河江>→寛政1<駿府・甲斐市川>→寛政5<甲府>→文化1勇退 勘定組頭→寛政1<關東(江戸廻代官)>→享和1死去
28	江川太郎左衛門英毅 寛政4～寛政5	伊豆韮山	150俵	小十人→寛政4<伊豆韮山・三島>→天保6死去
29	川崎平右衛門定安 寛政5～文化1	甲斐石和	150俵	見習→安永7<關東>→安永9<石見大森・備後上下>→天明7<關東>→寛政4<越後水原>→寛政5<甲斐石和>→文化1<出羽柴橋・寒河江>→文化7<關東(江戸廻代官)>→文化10死去
30	養笠之助豊昌 文化1～文化6	甲斐石和	150俵	勘定→天明4<關東>→天明7<石見大森・備後上下>→寛政2<關東>→寛政6<信濃飯島>→寛政7<信濃中之条>→文化1<甲斐石和・信濃居倉>→文化5死去
31	野田松三郎政晟 文化6～文化6	甲府長禪寺前	70俵5人扶持	勘定→安永9<出羽柴橋>→天明8<駿河島田>→寛政5<駿府・駿河島田・信濃飯島>→文化1<甲府>→文政2死去
32	矢橋松次郎 文化6～文化14	甲斐石和	100俵3人扶持	評定所留役→文化5<甲斐石和>→文化14死去?
33	鈴木伝一郎正恒 文化14～文政1	甲斐市川	100俵	小姓組番→文化7<關東>→文化11<甲斐市川>→文政4<下野藤岡・東郷>→文政4勘定吟味役
34	山本大膳雅直 文政1～文政6	甲斐石和	603石9斗	西丸小姓組番→文化10<陸奥川俣>→文政1<甲斐石和>→文政6<上野岩鼻(江戸廻代官)・信濃御影>→天保13二丸留守居
35	吉川永左衛門貞幹 文政6～文政11	甲斐石和	20俵2人扶持	勘定→文化8<上野岩鼻>→文政6<甲斐石和>→文政11<甲府>→天保5死去
36	大貫次右衛門光証 文政11～天保2	甲斐石和	100俵	見習→文政6<越後水原>→文政11<甲斐石和>→天保2<出羽花沢・東根・大山・柴橋・寒河江>→弘化1死去
37	柴田善之丞政方 天保2～天保6	甲斐石和	50俵5人扶持	勘定組頭→文政10<陸奥塙・小名浜>→天保2<甲斐石和>→天保6<甲府>→天保7<美濃笠松>→嘉永4二丸留守居
38	井上十左衛門頼紀 天保6～天保7	甲斐石和	200俵	小十人→文政10<信濃中之条・御影>→文政12<信濃中野>→天保6<甲斐石和>→天保7<甲府>→天保9罷免
39	西村貞太郎時憲 天保7～天保9	甲斐石和	15俵1人扶持	勘定→天保3<但馬生野>→天保6<越後水原>→天保7<甲斐石和>→天保9罷免
40	江川太郎左衛門英龍 天保9～天保9 小林藤之助 天保9～天保9	伊豆韮山 甲斐市川	150俵 不明(100俵)	見習→天保6<伊豆韮山・駿河松岡>→安政2死去 勘定吟味方改役→天保7<信濃中野>→天保8<甲斐市川>→天保13<甲府>→嘉永2<關東>→安政1<關東(江戸廻代官)>→安政4<關東(馬喰町御用屋敷數代官)>→文久2老免
41	江川太郎左衛門英龍 天保9～天保11	同上	同上	同上
42	篠本彦次郎為直 天保11～天保13	甲斐石和	228俵2斗	勘定→天保9<甲斐石和>→天保13<越後出雲崎・脇野町>→安政2<關東>→文久3罷免
43	佐々木道太郎高陳 天保13～嘉永4	甲斐石和	200俵	納戸→天保13<甲斐石和>→嘉永4<關東>→文久3罷免
44	森田岡太郎清行 嘉永4～安政2	甲斐石和	30俵3人扶持	小普請方→嘉永4<出羽柴橋・寒河江>→嘉永4<甲斐石和>→安政2<甲斐市川>→安政4<大坂>→安政5勘定組頭
45	清水孫次郎 安政2～文久1	甲斐石和	50俵5人扶持	奥右筆留物方→安政2<甲斐石和>→文久1<陸奥塙・浅川>→文久2死去
46	内海多次郎利貞 文久1～文久3	甲斐石和	80俵5人扶持	評定所留役→安政6<陸奥塙・浅川>→文久1<甲斐石和>→文久3<大坂>→明治新政
47	増田安兵衛景瑞 文久3～慶応3	甲斐石和	20俵2人扶持	林奉行→文久2<信濃中野>→文久3<甲斐石和>→慶応3<甲斐市川>→明治新政
48	柴田桂次郎 慶応3～明治元	甲斐石和	不明	評定所留役→慶応3<甲斐石和>→明治新政

註1. 代の丸囲い数字は、当分預支配代官を示す。

典拠: 西沢淳男『幕領陣屋と代官支配』付録「幕領代官・陣屋データベース」(岩田書院、2002年)。

検視」させ定免制実施の可能性を探る全国的な土地柄の調査であり、場所によっては大名預地化する意図があったものと思われる。<sup>8)</sup> 定免法は収税額を一定にさせるといふことはかりでなく、これまでの検見法で役人が収賄等で査定手心を加えるといった不正防止の目的があった。なお、原政久は享保八年勘定組頭へ昇任し、同十四年には奈良代官へと転出している。

享保五年（一七二〇）以降宝暦八年（一七五八）迄は、主として伊豆国三島代官の支配に置かれ、ようやく安定した。前の関東代官支配と同様他国の代官支配に置かれることは一見不合理に思えるが、地理的位置関係ばかりでなく幕府から出される法令には対象地域を「関東<sup>并</sup>甲斐・伊豆」としたのも多く、幕府は室町時代に置かれた鎌倉府の支配地域を意識して、一体にとらえていたと考えられる。

宝暦八年（一七五八）三島代官山本平八郎親行が陸奥国田島へ転出し、代わって伊豆国には田島より江川太郎左衛門英彰が旧領である葦山屋敷へ復帰し、三島は出張陣屋とされた。郡内領支配に深く関わる江川氏は、代々太郎左衛門と称し、元々伊豆の酒造業を基盤とする在地土豪であり、主家北条氏滅亡後徳川氏の代官として伊豆国幕領の形成に大きな役割を果たすが、享保八年江川英勝の代に初期代官たちの例に漏れず、先祖からの負米による代官所経営の破綻や手代の不正を理由として代官職を解かれた。<sup>4)</sup> 寛延三年（一七五〇）子の英彰が関東代官として復職し、田島を経てようやく葦山へ戻ったのである。しかし、復帰後間もなく死去したため、伊奈半左衛門忠宥の預かりを経て

英征が葦山代官として郡内支配するに至ったのである。

宝暦十三年（一七六三）〜明和元年（一七六四）に全国的な代官の移動配置替えが実施され、甲府代官藤本勘助久英の預かりを経て、石和代官大岡重三郎支配となり、これ以降は主として石和代官の管轄に置かれることとなった。

このように多種多様な代官が支配にあたるが、結局、谷村陣屋には専任代官が置かれることはなかった。しかし、幕末まで廃止されることなく郡内領支配の拠点として前半は伊豆国代官、後半は石和代官支配の下で民衆支配が行われたのである。

## おわりに

以上、甲斐国幕領の成立及び中後期の一国幕領化、甲府陣屋の設置と谷村陣屋の仕法替や就任代官の特質についてみてきた。

甲斐国の特徴は、当初国中と郡内ではまったく違った形成過程を辿り、国中は基本的に徳川親藩領・御三卿領といった準幕領ともいうべき領地が中核として設定されていたところにある。その支配は、大久保長安以降主として武田蔵前衆等甲州系の代官や武田氏旧臣の系譜を引く奉行等によって武田支配の伝統を意識した支配がされてきたという特徴がある。

また、これまで『甲斐国志』によって場所と坪数しか知ることの出来なかつた具体的な甲府陣屋の選定・設置過程や下僚給与・職務分掌



を明らかにした。これによって、これまで不明な点が多かった享保十年の代官役所経費支給方法の変更による大改革前の下僚の実態を究明する上での指標とすることができるようになった。

一方、谷村藩秋元氏の転封以後の郡内は独自の幕領形成をした。谷村は本陣屋となることがなかったために何れかの陣屋の出張となるが、大きく分けて関東・伊豆・甲斐国内の代官によるものであった。創設期には関東、次いで伊豆代官であり、一般的に知られている石和代官支配となるのは寛政期以降である。また、谷村陣屋にも廃止の危機はあった。石和代官養豊昌によって公事国とよばれた訴訟の多さを理由に、谷村陣屋の機能を石和陣屋に吸収させることにより廃止が目論まれた。しかしこれは口実であり、幕府財政危機の中で全国的に幕領の大名預地化や統廃合が実施された時期にあたり、新の目的は冗費削減のためのものであった。また、代官不在の陣屋であるがゆえに下僚の不法行為が蔓延することもあったのである。しかも、天保騒動前後に多額の賄賂や献金が動いていた実態がみられ、今後社会経済史的な面からも騒動の端緒を考えてみたいと思う。

(にしざわ あつお・高崎経済大学地域政策学部准教授)

## 註

- (1) 村上直「近世初期、甲州系代官衆の系譜について―武田蔵前衆を中心に」(豊田武博士古希記念会編『日本近世の政治と社会』吉川弘文館、一九八〇年)。
- (2) 村上直「甲斐国石和代官所に関する一考察」(磯貝正義先生古希記念論文集『甲斐の地域史的展開』雄山閣出版、一九八二年)、同「近世甲斐における甲府代官」(『甲府市史研究』二二号、一九八五年)。
- (3) 和泉清司「徳川幕府直轄領の全国的形成と支配」(徳川幕府成立過程の基礎的研究)文献出版、一九九五年)。
- (4) 本章の記述は、特別な註を付けない限り、山梨県編集『山梨県史』通史編3、近世1 第一章「西沢淳男他執筆」(山梨県、二〇〇六年三月)による。
- (5) 山梨県立博物館所蔵。
- (6) 村上直「武田蔵前衆について」(『論集 代官頭大久保長安の研究』揺籃社、二〇一三年)。
- (7) 村上直「大久保石見守長安と甲斐」註(6)『論集 代官頭大久保長安の研究』。
- (8) 山梨県編集『山梨県史』資料編8、近世1 史料四八九〜四九四(山梨県、一九九八年三月)。
- (9) 註(8)『山梨県史』史料四八三。
- (10) 註(8)『山梨県史』史料六七六。
- (11) 田淵正和「設置時期の甲府勤番支配就任者についての一考察」(『武田氏研究』第六号、一九九〇年五月)。
- (12) 『日本財政経済史料』一巻、九〇〇頁(藝林舎、一九七〇年)。
- (13) 註(8)『山梨県史』史料七〇四。以下甲府陣屋については特別な註を付けない限り、同史料による。
- (14) 註(8)『山梨県史』史料七一五。
- (15) 小宮山昌世「地方問答書」(小野武夫編『近世地方経済史料』八巻、吉川弘文館、一九五八年)。
- (16) 埼玉県史調査報告書『分限帳集成』一五(埼玉県史刊行協力会、一九八七年)。
- (17) 拙稿「寛政改革期における手付制導入と運用の諸問題」(『日本歴史』六三八号、二〇〇一年)。
- (18) 註(8)『山梨県史』史料七〇九。
- (19) 拙著『代官の日常生活』(講談社、二〇〇四年)。
- (20) 富士吉田市編さん委員会編集『富士吉田市史』近世史料編第三巻I—15(富士吉田市、一九九四年三月)。
- (21) 「石和代官所跡」(『山梨県の地名』日本歴史地名大系19、平凡社、一九九六年一月)。
- (22) 都留市史編纂委員会編集『都留市史』通史編、一九〇頁掲載天保期谷村陣屋絵図(都留市、一九九八年三月)。
- (23) 都留市史編纂委員会編集『都留市史』資料編、近世II 第一章第二節一一(都

- (24) 『富士吉田市史』(史料編第三卷、近世Ⅰ―三九)。  
留市、一九九六年三月)。
- (25) 註(23) 『都留市史』第一章第二節一五。
- (26) 拙著『幕領陣屋と代官支配』第一部第一章(岩田書院、一九九七年)。  
拙稿「代官陣屋と地域社会」(藪田貫・奥村弘編『地域史の視点』吉川弘文館、二〇〇六年)。
- (27) 註(23)に同じ。
- (28) 註(26)に同じ。
- (29) 註(26) 拙著第三部第一章。
- (30) 註(26)に同じ。
- (31) 山梨県立図書館編集『甲州文庫史料』第六卷―九(山梨県立図書館、一九七八年二月)、『富士吉田市史』(史料編第三卷、近世Ⅰ―一)。
- (32) 「甲斐国都留郡領主・代官属僚一覧」(米崎清実「甲斐国郡内領における谷村代官所支配と郡中代・郡中惣代」『富士吉田市史研究』第四号、一九八九年三月)。
- (33) 註(8) 『山梨県史』史料七一七。
- (34) 『都留市史』(資料編、古代・中世・近世Ⅰ―一九九)。
- (35) 『都留市史』(資料編、近世Ⅱ―一三)。
- (36) 清水三郎助「内糺御用留」(戸羽山翰『江川担庵全集』別巻二、巖南堂書店、一九七九年)。
- (37) 例えば和崎晶「幕領期の変遷」(『都留市史』通史編、近世第一章第三節)。  
以下個別代官については特別な註を付けない限り、註(26) 拙著付録「幕領代官・陣屋データベース」及び拙著『江戸幕府代官履歴辞典』(岩田書院、二〇〇一年)による。
- (38) 「柳菅日次記」享保三年七月一日・享保四年七月二三日の条(国立公文書館内閣文庫所蔵)。
- (39) 「柳菅日次記」享保三年七月一日・享保四年七月二三日の条(国立公文書館内閣文庫所蔵)。
- (40) 長野県編集『長野県史』近世史料編七卷(三)二一九〇号(長野県史刊行会、一九八六年四月)。享保三年信濃国へ派遣された勘定二名から村方に出された「信州御預り所村々申渡又条目」(長野県立歴史館寄託西大滝村斉藤家文書G―二二四)には「我々立毛検見御用」とある。
- (41) 『寛政譜』第五卷、三八一頁(統群書類従完成会、一九八四年)。